

藤原京条坊考

田村吉永

飛鳥浄御原宮に在した持統天皇は、その4年(690)10月に高市皇子をして藤原宮地を觀しめられたに始まり、5年10月に新益京を鎮祭している。新益京は勿論藤原京をさしたものであらう。こゝに京の造営を始め、6年5月には藤原宮地を鎮祭し、8年(694)12月6日に遷居されている。即ち高市皇子をして藤原宮地を觀しめられてから満4年餘で、實に平安奠都前正に100年である。

かくて元明天皇和銅3年(710)3月10日平城に遷都される迄持統・文武・元明の3代に互り17年間の帝都であった。

帝王編年紀、扶桑略記によると元明天皇4年の条に藤原宮火とあって名実共に失われる事になった。

續日本記によると、朝堂^{大宝元年正月} 内裏^{日本書紀持統9年正月} があり、大極殿^{文武天皇2年正月等} 大安殿^{大宝元年正月} 西楼^{慶雲元年5月} 東楼^{慶雲4年6月} 西高殿^{大宝元年6月} 西閣^{大宝2年正月} 東安殿^{大宝元年3月} 小安殿^{大宝3年10月} 春宮^{日本書紀持統11年3月} 西殿^{大宝2年12月} 南門^{日本書紀持統天皇10年正月} 海犬養門^{大宝2年6月} 等の諸殿堂が見える。

然して大宝以前には京職^{文武天皇3年正月}とあるが以後には左右京職^{和銅元年8月}があるから左右兩京の存在^{左京太夫一 大宝2年正月 右京太夫一 和銅元年3月}が知られる。また

大宝元年に制定せられた大宝令をみると令集解に

左京職 右京職准此、管司1、

大夫1人(中畧) 亮1人、大進1人、少進2人、大属1人、少属2

人、坊令12人、使部30人、直丁2人。

とあるから従前京職のみであったのが左右両京ができ左右京職が置かれる事になったとみるべきで、坊令の下に割註して

朱云、4坊置令1人、是以知京可有12条耳4坊置令1人者假令有大宮等雖不足4坊猶置令耳

とあるから平城平安両京の如く左右各4坊なるを知るべく大宮(大内)によつてたとへ4坊に不足するも尚1、2条坊令各1人を置きたるが如く規定したもので之れによつて藤原京も亦大宮によつて之れを缺ける事を示していると見てよい。これ等によつて藤原京は12条8坊であった事は認めてよからう。

かゝる藤原京の位置については萬葉集載する藤原宮御井歌に「吾大君高光る日の皇子、あらたへの藤井か原に大御門はじめ給いて、埴安の堤の上にあり立たし給へは、大倭の青香具山は、日の経の大御門に春山と茂みさび立てり。畝傍のこの瑞山は、日の緯の大御門に瑞山と山さびいます。耳梨の青菅山は北の大御門に宜しなべ神さび立てり、なぐはし吉野の山は南の大御門ゆ雲居にぞ遠くありける。」よりして臆気ながら大和三山の間にあるらしく考えられるのであった、また埴安池の近くにあるらしくもその池の所在は明かでないからこれからして位置を明かにする事はできなかつたのである。それで従来小原説、久米説、十市郡説、高殿説、醍醐説等の諸説があつたが何れも確定に至らなかつた。

小原説は高市郡明日香村大字小原にあつたとするのであるが地が三山中間でないから論外である。久米郷又は久米説も地が畝傍山の東南隅にかたよつていたので同様であるし、十市郡説は三山の間とは云いながら十市郡では東方にすぎて当たらない。然るに高殿説はその地域に宮城に係るらしき大君、宮所等の小字が存在する点から故木村一郎氏(伊勢の人)が之を唱えた、後故高橋健自博士は、この地域より出土の古瓦の白鳳たるを以

って、更に之れを主唱した。然しこれには氏族略記に藤原宮は鷲栖阪の北にありと記され鷲栖神社は現在大字四分に鎮座しその北方に当たらないというのが一つの難点でもあった、尠が故喜田貞吉博士は鷲栖神社に近接する小字に門の脇の存するは朱雀門に關係のものかとしその直北方大字醍醐の小字長谷田に土塁があり近くの音羽に礎石古瓦の出土あるを以て此の地を藤原宮地とし12条8坊で平城京の如く朱雀路の北頭に宮地を有する東西4里、南北6里で1里は当時の尺度で唐尺180丈を以てした地域を藤原京としたのであった、然しこの条坊は平城京経営後に施行された大和平野条里の為に消去されて今日では見る事は出来ないと言うのであった、即ち博士は大和平野条里は平城京経営後の施行とする点からその遺影の存しないのは当然とされるのである。

かゝる博士の藤原京説は始め大正2年、歴史地理誌上の「藤原京」なる論文で発表され其の後大正4年に発行された「帝都」に更に詳説されている。これが理論的にあったので三山の間中に存し白鳳の古瓦を出土して宮跡の名残りをのこした従来の大宮土壇附近を宮地とする高殿説は殆んど顧みられまゝに幾年を経過した。

然るに、昭和8年2月15日私は当時大和のあらゆる古墳、塚というものを丹念に調査し大宮土壇や附近田圃中に点在する塚もその対象として調べたところ是等何れも古瓦の集積地である事、その古瓦紋様が高橋博士のいわゆる白鳳様式なる事、更に出土範囲が東西3町、南北5町なる事に着目した、殊に現四分なる鷲栖神社は元日高丘陵の南側傾斜地に存したが北側は坂でこれを北に直進すると大宮土壇等の古瓦出土地に至る事、しかもこの地は三山の間中に存しかの御井の歌に合致する点からこの地を藤原宮地と考証したのである。

私の調査した直後大宮土壇を含む1町歩内に存在する小学校舎増築に際し古瓦の堆積らしきものがあり、柄穴を有する松香石の礎石よりのもの、さては石葺地域が相ついで現われた、ついてこれが動機を為し日本古文化

研究所が、10年1月発掘地鎮祭を行ない本格的な発掘に着手した、その結果大宮土壇には奈良唐招提寺金堂相当の大極殿と認むべき殿堂跡があり、その南に平城、平安両京そのまゝの朝堂の12堂の存在が柱根固めの痕跡によって証明せられ、其の後続いての発掘によって、更にその南に東西朝集殿跡が現われ平城、平安2京と全く同じ形制である事が判明したので、この地が藤原宮跡として確認される事になった。ところがかうなると喜田博士はこの地を以って持統天皇遷居当初の藤原宮であり、大宝に至って醍醐に移ったもので宮を寺としたから大宮土壇西側の小字を塔の坪という言葉い出された。

然し私は殊に朝集殿跡まで発掘されたので種々考究の結果長安城式つまり中国式の中央北頭に宮地大内裏をもつ都制と考えるに至った。

私は、これより先き大和の条里制を考究し、大和平野を一貫する一大条里区の存在を知り、これが施行は、大化改新間もなき頃にあるとしたのである。

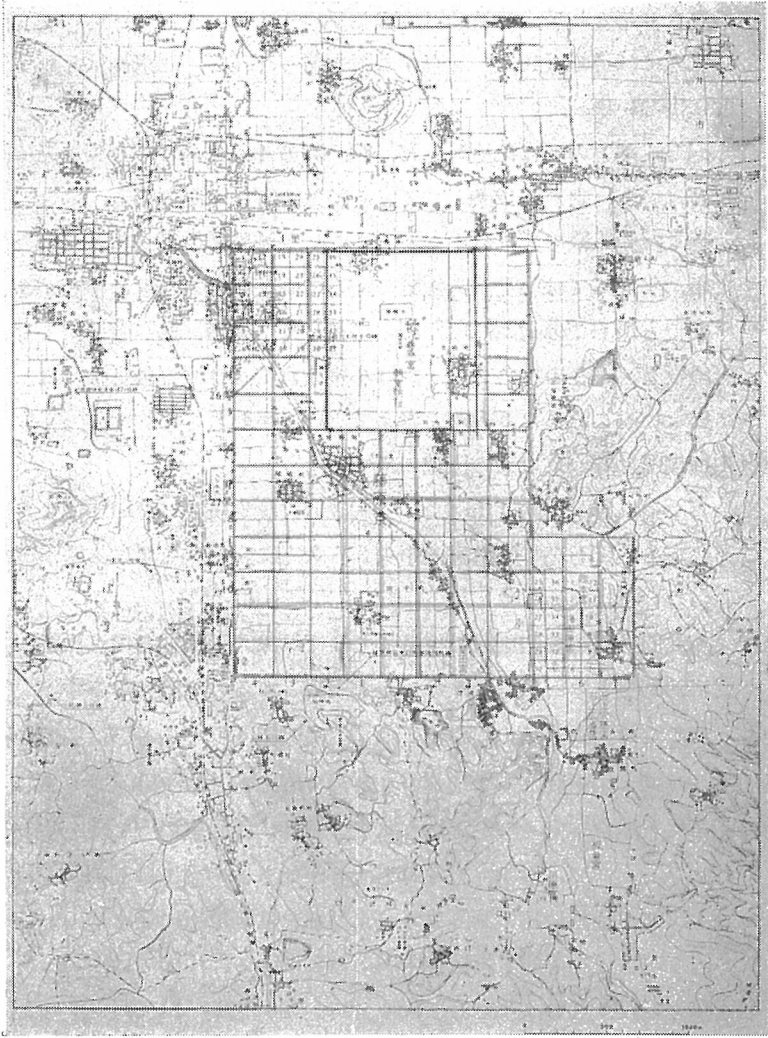
よって藤原京の地は条里制が施行された地域で其の地に藤原京が経営されたものと考えたのである。その条里の状態は「藤原京條坊図」によって見られたい。尚この条里制施行地には大和平野の中程を南北に通ずる大道たる下ツ道があり、その東方3里（1里は6町）に中ツ道、耳成山南麓2町に東西に通ずる横大路があった。中ツ道の跡は平野中央区にては今尚認められるが横大路の交るあたりでは明かでない。処が横大路に交ってから南進せず3町西に折れ香久山西麓1町（下ツ道から2里半—15町）を南に通じた、この道は藤原京地内を通ったものと見られるのである。

私はかゝる条里制地に藤原京が経営されたものと考定した。そこで私はその都制について

1. 文献の記す処によって12条8坊たるべきこと。
2. 平城、平安両京の如く大内裏の東西側は4坊に満たざるものが存在するも之を1坊とすべき事。

3. 三山の間中に存し西方は道幅15丈を有する下ツ道の外に出ない事。
4. 東限は香久山西麓を限るべき事、すれば下ツ道から其間16町であり、これを8坊として1坊は2町となる事。
5. 北方には道幅(10丈)を有する横大路が存在し、北京極はそれより北に出ない事。
6. 南方丘陵との間に条里25, 26, 27, 28の4条があるから其の間に24町がはいり、之れが12条として、1条は2町たり得る事。
7. 朝堂院朝集殿の発掘によって、平安、平城同様の制式たるを知り得た事、平城にては朝堂院大極殿の後方に御在所即ち内裡の存在があり平安でも恰もこの地点に内裡のみ存在している事、然し藤原京では大極殿後方、現在の校舎の約1町は小字大宮でまだ発掘調査は行なわれていないがこのあたり内裡と考えてよいと思われる事、すると平安の内裡場所は藤原京以来の伝統の地であろう。
8. 下ツ道、香久山間は16町で、発掘された朝堂院跡はその中間から東方に在る、即ち朝堂院は宮内中央から東寄に存在する事にある、(これについては後述する)
10. 南北間は朝堂院朝集殿の位置よりして28条南限丘陵を南京極として北に24町をとり内10町(5条)を大内裏とするのが適当なる事。
11. 藤原宮内宅地班給の記事(特辨⁵年
之⁵日⁵の条)に大臣4町とあるのは条里の存在を暗示すると共に、1坊が方2町の4町にある事を暗示する事。
12. 更に平城京が方4町を1坊とするの制は、藤原京の方2町を倍としたと見るべき事、なお、方4町とするが如きは中国には其の例を見ないもので、我国独特の制度なるべく、それは藤原京に発する事。
13. 方2町を1坊とする根拠は中国の古制にある、中国では、300歩を1里とした、この1歩は方7尺2寸で、300歩は方2160尺、すなわち方6町に相当する。条里制の方2町を1坊とした事は、300歩1里制の3分の1たる100歩(方2町)を1辺としたもので、井田制におけ

藤原京条坊圖



る百晦の地である。中国では同じ地割ながら、京内にては坊と称し、京外は里と称した、我国条里制は私の研究によると、中国のこの古法に據ったものである。

以上の見地から藤原京は下ツ道(現在国道24号線)を西京極とし路東条里高市郡24条の北限たる小房より醍醐に至り、更に東すれば膳夫カシワテに至る道路を北京極とし、出合から香久山の西麓をかすめて雷の東側に至る道路を東京極とし石川より豊浦を経て山田に通ずる道路を南京極とした東西16町、南北24町の地域であるとし、その条坊は方2町を1坊とする12条8坊で(坊内に十字の小路があった、この小路は条里の町の界である)。京内北詰中央1条乃至5条各2坊を大内裏の地とし、更に左京9条乃至12条の4ヶ条の各3坊を外京としたと考定した。この外京の地は前代舒明・齋明天皇の飛鳥岡本宮、天武・持統両天皇の飛鳥浄御原宮の地であり、勿論高市大寺(大安寺—大宮大寺)ならびに当初の薬師寺の所在地(条里28条3里26肆)でもある、即ちこれはかの長安城の東南部に斗出していた芙蓉園が前代隋の離宮地たるに據ったものである、尚、大内裏(藤原宮)の地は東西8町南北10町を占めその中央東寄に朝堂院朝集殿があり内裡はその北に接して現在小宇大宮のあたりに存在したと考える、しかしこれには今後の発掘に俟たねばならぬ。

即ち右京8条3坊の薬師寺、左京10条5、6坊の大宮大寺の両寺を左右大寺としたものが藤原京と考えられるのである。

更に東西市場もあった帝王編年記大業3年条がその位置は明かにする事は出来ない。

(8条3坊に当る地に本薬師寺伽藍が造営されているこの伽藍は条里坪内にある、この事は条里を条坊とした事の一証である)

処が、近頃岸俊男氏(京大教授)は著書「藤原宮」(奈良県教育委員会編)に於いて藤原京の条坊を平城京条坊の右京の4条乃至9条の1坊乃至4坊そのまゝを耳成山の南方に横大路を北限、下ツ道を西限、香久山の畧

中央を東限、然して南限を橿原神宮駅東により東に向って山田方面に至る路線としている。つまり平城京右京の3条以北を欠いた残部を横大路以南に、東限は両京同一線（下ツ道）西限また中ツ道とし藤原京にてはその中央北頭の方2里をとって内裡とした外は全く同様に藤原京条坊を北方に移動したようである。かつて喜田貞吉博士が藤原京條坊図を発表されたが岸氏自ら云われる如く殆んど之と同じようなものでたゞその地を異にしている許りと云うてよい、当時博士は然しこの条坊の地に後に条里制が施行されたので消去されて今はその跡を見る事は出来ないと言われているが岸氏は同じ条坊ながらそれについては一言もない。全く岸氏の条坊は消えて条里の跡が遺っているのである。

さて岸氏の研究の根底を為すものは藤原京の大極殿中央線は中ツ道、下ツ道両道間の中央線上に存するというにある、中ツ道の横大路と交る地を大路上の二つの鳥居の所在地と推定し図上測定して下ツ道中ツ道間を2118米としその中央線上に大極殿(朝堂院)が存在し大極殿を中央として東西各460米の遺構を検討し、之を藤原官の東西限とし、中下両道は平城京朱雀路、東京極間でその半中央線となる等から藤原京平城京両京同様の条坊を認められるとするのである。

中ツ道は大和平野を南北に通じ横大路に交った事は前述の通りで両道間は条里の3里（中ツ道は条里の3里と4里との界線を通ずる）即ち18町で648丈であり、その中間は9町になる、すると下ツ道より9町の条里線は平野中一貫し同尺度同規格であるから藤原京地域でも同様である、よってその線は岸氏の言う処によると藤原京大極殿中央線と一致すべき筈である、然るに現在みるが如く大極殿中央線は9町条里線の東方約10丈に存するのである。これ中下両道間は648丈（18町）であるに岸氏は2118米（699丈）ということゝに51丈の差があるのであって同一線上でない。これについて私は岸氏の横大路上鳥居の点を交点とする事及び従ってこれが実測した2118

米に疑問をもつのである。

よって岸氏条坊のよってきたる根底に於いてかゝる問題がある。

当時は寺院の伽藍等にてその中央は条里線又はその中間にあるべきに藤原京に於いてかくの如く条里線や中央にない地点に存するには大なる理由がなくてはならないと私は考える。

更に岸氏は中ツ道は西井戸堂太田市を結んで一直線に南下すると述べ、その遺構も認められるが横大路交点辺では明かでないと言われる、私はかゝる明らならざる鳥居の地点の推定には従う事はできないのである。

然して最近に至って大極殿附近を発掘し宮の東北、西北角を知り、宮の東西限は大極殿中央より各々460米なるを知ったという。然して之れは1里であるとしている、すると宮（内裡）は東西2里、之れと中下両道間は平城京にての朱雀路、東京極間4里でその中間は2里、この2点からして平城、藤原両京同様でその条坊（180丈）と考定している。しかしこれとて大極故の位置の問題があるから考ふべきである。

然し前述の如く中下両道間は4里でその中央線によって各2里に分ちその中央線の大極殿によって藤原宮か宮（大内裡）2里、何れも180丈という。とすれば茲に平城京条坊と同様の条坊が存するものと考定されたのであろう。

然し前述の如く中下両道間は700丈（4里）ではない、中央は9条里線であってその条里線より東に片寄って大極殿中央線が存するのである。

平城、藤原同条坊を為す根底に於いて以上の如き問題があつて私は之れに同意する事は出来ないのである。

持統天皇が淨御原宮を去って新なる宮殿を造営せられるに當つて先づ夫帝天武天皇を偲ばれる為めには大極殿が夫帝の鎮ります大内山陵を真南正面にして日夜拝し得る地を選ばれたと考える、現大極殿中央線は実に真正面南に向つていたのである、ついで私はこの地藤原に藤原井がある、神聖なる井、之れを異位にする吉方位との2点において大極殿が造営されたも

のであると信ずる、この真正面に向う処は9条里線の東約10丈にある、即ちこの差の生ずる理由はこゝに存するのである。

天皇の夫帝を偲ばれる心情は、更に、共に日夜起居された浄御原宮を外京として宮域内にせられた事もこの故であらう、更に更に天武、持統夫妻兩帝を除いて共に葬られた陵は他に見ないのである。かくの如く新宮殿造営が夫帝大内山陵を南正面に拜するの地に選んだ事は現大極殿の中央線の存在によって知られよう、決して岸氏の言の如く中下兩道間中央にとったものではない。かくして新大極殿は造営されたのである。

要はその地域は私のみる処では北限遺構は条里制24条以内には認められない、即ち条里25条内に存する事であるし25、26兩条に亘る10町内と考えられその東西に於いては東に約2町片寄っているがこれとて私は藤原宮地としてこだわらなくてよいと思う。現に平城宮に於いて中央東方に片寄って東院の地が存しているのである。

よって私は岸氏の平城京同様の条坊を否定し京地は条里制地に於いて前述の如く従来の如き考えには変りはないのである。たゞ宮地のみは大極殿附近の発掘によって中央線より東方に宮殿遺構のあとを検出したので図の如く改めたのである。

元明天皇和銅3年(710)3月都が平城に遷ったが、この新都経営に当っては藤原京条坊を師宗としたものとする。即ち平城京が北辺を有し、大内裏が東西10町、南北10町の地を占め然かも各2町に大路を通じ、門を開いたのは藤原京が各条を2町とし、殊に朱雀大路を基点として東西各2町を隔て、また2坊の中央を特に大路(平安京はこの大路の中央に堀河を通じているが平城京はその必要がないので大路とした)一法華寺の西側—これは藤原京の3坊大路を踏襲したのである、しかも北辺の存在は藤原京の1条に相当するもので従って平城京の宮地(大内裏)は東西10町、(近時発掘によって東院?を含める)南北10町であり、更に平城京は左京に4

条3坊に外京を附属せしめている事も南北の相異はあるにしても藤原京が外京として4条3坊を附属せしめたのと同様で踏襲したものとすべくなお、平安京にても亦これを踏襲したと私は考えている。

唐長安城は従来の中国の都制を一変して中央北寄りに大内裏即ち宮を有する都制を創めて造営したものである。私はかゝる都制を中国式都制と呼んでいる。今の処、中国式都制による都城は長安城を、そしてそれを踏襲したと見るべきもので判明しているのは藤原京であり、満州に於ける東京城であり、我が平城京、平安京の5京であろう。尚中国式都制と考えられる長岡京及難波京があるが発掘継続中であるから之を今は省く、東京城の造営は我が藤原京から平城京にかけての頃になっている。

さてこの5京の都制をみると宮地の中央北頭に存在する事は大なる眼目で之れを度外視する事は出来ないが、その他においては相通ずる点は多少は認められるのであるが大綱は同様である。朱雀大路道路について云うても28宿の28をとったと云われるが東京城では48間ながらその左右坊の各2, 3, 4坊が270間で第1坊は260間であってこの10間が加わって48間になったとみるべく、すると根本は差引しての28間である。平城京は左右第1坊からの各4丈合せて28丈で何れも28丈を保持している、藤原京は条里制の上に計画されているから凡そ条里界線に28をとったと推測して誤はなからう。充も各4坊たることも5京各城同様である。

それはさておき平安京の都制については延喜式に普通大路及び小路、更に特種大路の存在並びに道幅が記されるが、これ等は何れも平城京同様である。尚かゝる特種大路に沿う坪に広狭のある事も亦同様である、よって全く平安京は平城京の踏襲である。平城京では左京北辺の存在のみとせられているが平安京は左右共に存在するし、経営当時できた東京城にも礎かに左右に存在する。よって私は平城京でも当初計画には存在し（勿論大内裏内も存するから大内裏は平安の如く東西南北10町）たるものとする。

然し左京北辺は恰も水上池が存在するので存在しなかったようになったのであろう。平安京の左右各2坊中央路は大路8丈でその中に4丈の堀川を通じた。

平城京では堀川はない、然るにこれは小路でなく大路であった。即ち平安では堀川の為に8丈にしたのではなく、平城京での踏襲でこゝに4丈の堀川を通したとすべきである。すると平城の2坊中央路が8丈の大路であるのは何故か、之れが問題になる。私はこれこそ藤原京の踏襲を考えるべきだとするのである。私は藤原京の根幹は12条8坊、坊は方2町で大内裏は1条乃至5条で、東西10町南北10町でこれは平安と同様と云うてよい（藤原宮は現在発掘中で現段階では東西10町と書いておこう。）平城は同様ながらたゞ異なるは唐尺180丈を1条とし平安は曲尺で条里尺度の180丈であるだけである。

こうすると藤原京をそのままに拡大して1坊方4町としたものとみてよく更に長安城と対照するに全くこの踏襲と見られるのである。

尚藤原京は大宝以前は京職のみであったが大宝頃内裡成ると共に造宮官は職に準じ左右京職がおかれ左右京太夫も任命されている。則この時に条里則条坊として前述の如き藤原京の条坊が成ったものと私はみているのである。

尚条里制地に造営された平安京にて東は東洞院（左京2坊大路）西は道祖大路（右京2条大路）南は6条坊門通（6条中央小路）北は京極大路に囲まれた地域はこれは全く藤原京の条坊そのままである、この事実は平城、平安両京は藤原京の踏襲であり、その周囲の拡張によるものといつてよい。